

飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策補助金交付要綱

制 定 令和7年3月31日付け 農山第818号

(趣旨)

第1 近年、インバウンドによる需要増加等により、一時的に需要は増加しているが、今後も米の需要量は毎年10万トン程度減少していくことが見込まれていることから、引き続き主食用米に高収益作物、戦略作物を組み合わせて水田農業全体を維持・発展させていく必要がある。今後、転作作物の生産を拡大するに当たっては、エネルギー・物価高騰による資材等のコスト増加が障壁となっている。

このような状況に対応するため、地域農業再生協議会（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅱの1に定める農業再生協議会をいう。以下同じ。）が実施する需要のある作物への転換や、セーフティネットへの加入促進等、農業経営を継続・安定させるために必要な取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。また、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分、補助率等)

第2 事業費補助金の補助事業区分は、（1）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援、（2）－1実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）、（2）－2実需者との連携による転換作物生産支援（飼料用米の拡大分支援）とし、事業に係る手続きについては補助事業区分毎に行うものとする。

2 補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによる。

3 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号（交付申請書）を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号の取り扱いに定められた変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受ける

ものとする。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 事業区分ごとの補助対象経費を増額する場合又は 20 パーセントを超えて減額する場合

(3) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第 5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 6 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第 4 号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第 7 事業実施主体が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第 5 号によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。ただし、補助金の全額が概算払により交付された場合は、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 8 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 9 知事は、第 3 の 2 ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 6 号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(区分経理)

第 10 事業実施主体は、当該補助金の補助対象事業に係る会計と他の事業に係る会計を区分して経理を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第 11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第 7 号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第 12 事業実施主体が本事業の実施に当たって業務の委託や物品の調達等を行う場合、県内中小事業者に発注するように努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体 (交付先)	補助率等
(1) 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援	需要と結びついた作物生産や耕畜連携のしくみづくり、セーフティネット加入促進に取り組む地域農業再生協議会の活動を支援。 <対象となる取組> ① 需要と結びついた作物への農業者の誘導 ② 作物作付動向の把握 ③ 主食用米や他作物の販路開拓活動 ④ WC Sや飼料用米の耕種・畜産による取組拡大計画の協議 ⑤ セーフティネット加入促進 等 ※対象経費は別表2のとおり	地域農業再生協議会	補助率：1/2 以内 補助上限額：50 万円
(2) - 1 実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）	① 県版畑作物産地形成促進事業 国の畑作物産地形成促進事業（低コスト生産等の取組）に応募し、ポイント制により不採択となった取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。ただし、畑地化の取組に対する支援額の加算（畑地化加算）は対象としない。 <推進事務費> 事業を実施するために必要な事務経費を支援。 - 生産者への振込手数料 - 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費 - 取組確認にかかる人件費 - その他知事が事業を実施するために必要と認める経費	地域農業再生協議会	補助率：定額 支援単価：別表3のとおり ※推進事務費：1 地域農業再生協議会あたり上限 10 万円
	② 県版コメ新市場開拓等促進事業 国のコメ新市場開拓等促進事業（低コスト生産等の取組）に応募し、ポイント制により不採択となった取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。 <推進事務費> 事業を実施するために必要な事務経費を支援。 - 生産者への振込手数料 - 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費 - 取組確認にかかる人件費	地域農業再生協議会	補助率：定額 支援単価：別表3のとおり ※推進事務費：1 地域農業再生協議会あたり上限 10 万円

	・ その他知事が事業を実施するために必要と認める経費 ③県版麦・大豆生産技術向上事業 国の麦・大豆生産技術向上事業（新たな営農技術等の導入）に応募し、ポイント制により不採択となった水田での取組について、同様の取組を行う場合にその助成に係る経費と事業を実施するために必要な事務経費を支援。ただし、畑地での取組及び種子の取組は対象外とする。 <推進事務費> 事業を実施するために必要な事務経費を支援。 ・ 生産者への振込手数料 ・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費 ・ 取組確認にかかる人件費 ・ その他知事が事業を実施するために必要と認める経費	地域農業再生協議会	補助率：定額 支援単価：別表４のとおり ※推進事務費：１地域農業協議会あたり上限１０万円
（２）－２ 実需者との連携による転換作物生産支援（飼料用米の拡大分支援）	①生産面積拡大分支援 経営所得安定対策実施要綱のⅣの第２の（６）の①戦略作物助成（飼料用米）の対象面積（以下「飼料用米作付面積」）を拡大した生産者に対して、面積の拡大に応じた助成を行う取組及びその実施に要する事務経費を支援。 ただし、生産者ごとに飼料用米作付面積の前年度からの拡大面積及び前前年度からの拡大面積を算定し、そのうち小さい方の拡大面積を助成対象面積とする。 ※生産者が新たに組織化した場合は構成員の前年度飼料用米作付面積の総和を比較対象とする。また、法人化や経営継承等で交付対象が変更された場合も同様に前年度の実質的な作付面積を比較対象とする。 <推進事務費> 事業を実施するために必要な事務経費を支援。 ・ 生産者への振込手数料 ・ 事業の周知、振込通知等、生産者との連絡にかかる経費 ・ 取組確認にかかる人件費 ・ その他知事が事業を実施するために必要と認める経費	地域農業再生協議会	支援単価：別表５のとおり ※推進事務費：１地域農業再生協議会あたり上限１０万円

	②堆肥散布、追肥、防除支援 飼料用米作付面積を過去２年いずれと比較しても拡大した生産者を対象（①同様の対象者）に堆肥散布、防除、追肥を支援。 ただし、堆肥散布は令和７年４月１日から当年産の田植え前に実施された取組とする。また、防除及び追肥は当年産の栽培期間中に実施された取組を支援対象とする。（防除は種子消毒及び箱剤を除く。） なお、堆肥散布及び防除、追肥の取組への助成上限は各１回とする。 ※10 a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg 以下の場合は、支援対象外とする。	地域農業再生協議会	補助率：定額 支援単価 ・堆肥散布：2,000 円/10a ・追肥、防除：各 1,000 円/10a ※交付額は生産者ごとに千円未満切捨て（千円に満たない生産者は対象外）
--	---	-----------	---

別表２ 地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援対象経費

区 分	内 容
報 酬	会計年度任用職員等（事務処理、軽作業等の報酬）
共 済 費	報酬等に係る社会保険料
報 償 費	講師謝礼、視察料等
旅 費	普通旅費
需 用 費	消耗品費、光熱水費、印刷製本費、会議費等
役 務 費	通信運搬費、手数料
委 託 料	各種調査等に係る事務のうち、その事務の一部又はすべてを国、都道府県及び地域農業再生協議会構成機関等職員等以外の者に委託する場合の当該委託料
使用料及び賃借料	建物、機械・器具、自動車等の借り上げ料及び損料
備 品 購 入 費	資料として必要な図書等の購入経費（その合計額は、５０万円未満とする）
負 担 金	研修負担金、イベント等参加負担金
そ の 他	上記以外のもので事業遂行上特に必要と認める機械及び器具等

別表 3 県版畑作物産地形成促進事業、県版コメ新市場開拓等促進事業の支援単価

区分	品目	支援単価※ ²
県版畑作物産地形成促進事業	麦（加工用）	0.25 万円/10a
	麦（新市場開拓用）	0.25 万円/10a
	大豆（加工用）	0.25 万円/10a
	大豆（新市場開拓用）	0.25 万円/10a
	高収益作物※ ¹ （加工・業務用）	1.00 万円/10a
	高収益作物※ ¹ （新市場開拓用）	1.00 万円/10a
	子実用トウモロコシ	0.25 万円/10a
県版コメ新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米	0.50 万円/10a
	加工用米	0.50 万円/10a
	米粉用米（パン・めん専用品種）	0.50 万円/10a

※1 水田園芸県推進 6 品目（キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、アスパラガス、ミニトマト）を除く

※2 予算が不足する場合は支援単価を減額して調整を行う

※3 支援額は生産者ごとに千円未満切捨て（千円に満たない生産者は対象外）

別表 4 県版麦・大豆生産技術向上事業の支援単価

助成対象とする取組	取組内容	要件	支援単価※ ¹
1 排水対策技術の導入	弾丸暗渠の施工、心土破碎又は深耕により、透排水性の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあっては、生産性向上に向けた技術であり、県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	1,000 円/10a ※最大 2 つまで取り組むことが可能
2 高度排水対策技術の導入	無材穿孔暗渠又は有材補助暗渠により、透排水性の改善に取り組む。		1,500 円/10a
3 効率的播種技術の導入	省力化等による生産性向上に向け、耕うん同時畝立て播種、小明渠浅耕播種又は狭畦密植栽培の導入により、播種作業の改善に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外の技術を導入する場合にあっては、生産性向上に向けた技術であり、県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。	2,500 円/10a
4 先進技術の導入	スリット成形播種技術、高速畝立て播種技術又はカットブレーカーによる幅		5,000 円/10a

	広型心土破碎の導入により、生産性の向上に取り組む。		
5 土壌診断に基づく土づくり	土壌診断を行い、ほ場の状況に応じた有機質資材や酸度矯正資材等の施用に取り組む。	・pH、窒素、リン、カリの分析を必須とすること。	1,500 円/10a
6 麦種に応じた最適な施肥の実施	麦の品質や生産性を向上させるため、麦種に応じ、施肥配分や施肥方法の見直しに取り組む。		1,500 円/10a
7－1 需要に応じた品種転換	需要のある品種又は収量性若しくは加工適性に優れる品種への転換に取り組む。	・播種前に実需者等との間で売買契約を締結すること。	3,750 円/10a
7－2 大豆極多収品種の導入	大豆極多収品種の導入・転換に取り組む。		一般栽培 5,000 円/10a
8 化学肥料の低減	化学肥料の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より 1 割以上の低減に取り組む。		500 円/10a
9 化学農薬の低減	化学農薬の使用量を地域の慣行レベル以下かつ前作より 1 割以上の低減に取り組む。		500 円/10a
10 スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化	ドローンによる農薬・肥料散布、収量等センサー付きコンバインによる収穫、自動操舵トラクターと連動した高精度播種、センシングに基づく可変施肥又は営農管理システムの活用により、生産の高度化・省力化に取り組む。	・取組内容欄に掲げた技術以外のスマート農業技術を導入する場合にあっては、生産性向上に向けた技術であり、県において普及すべきスマート農業技術として位置付けた技術であること。	2,500 円/10a
11 麦・大豆の新規作付け	麦・大豆の国産化に向けて、新たに麦・大豆の生産に取り組む。		3,750 円/10a
12 複数年契約の導入	播種前に実需者等との間で複数年の売買契約を締結し、安定した供給体制の構築に取り組む。		750 円/10a
13 農地の均平化	レーザーレベラーや GPS レベラー等を		2,500 円/10a

	用いて農地の均平化に取り組む。		
14 地域特認技術	地域の環境や農業の実態等を踏まえて、麦・大豆の生産性向上に取り組む。	・県において普及すべき技術として位置付けた技術であること。 ・麦・大豆生産技術向上事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3475号農林水産省農産局長通知）の別記に基づき地方農政局長等に承認されていること。	各地域農業再生協議会にて設定 （最大で5,000円/10a、この範囲内で複数の技術を設定可）

※1 予算が不足する場合は支援単価を減額して調整を行う

※2 支援額は生産者ごとに千円未満切捨て（千円に満たない生産者は対象外）

別表5 飼料用米の拡大分支援の支援単価

収量区分	支援単価※2
10a 当たり交付対象数量が（標準単収値※1－150）kg 以下の場合	0円／10a（支援対象外）
10a 当たり交付対象数量が（標準単収値－150）kg ～（標準単収値＋150）kg の場合	2,500円／10a ＋ 2,500円／150kg ×（10a 当たり交付対象数量－標準単収値） で算定された単価
10a 当たり交付対象数量が（標準単収値＋150）kg 以上の場合	5,000円／10a

※1 標準単収値は国が戦略作物助成の数量払いの単価を算定する際に設定する数値を用いる

※2 予算が不足する場合は支援単価を一律減額して調整する

※3 交付額は生産者ごとに千円未満切捨て（千円に満たない生産者は対象外）

事業の採択及び配分基準等について

- 1 飼料用米等を組み合わせた水田農業経営安定対策補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表 1 の（１）地域における需要に応じた生産のしくみづくり支援の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

（１）島根県農林水産部長（以下「農林水産部長」という。）は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施し、要望合計額が予算額を下回る場合には要望額を当該地域農業再生協議会へ配分し、要望合計額が予算額を上回る場合には予算額の範囲内に収まるまで補助上限額を減額してから予算額を配分する。

- 2 交付要綱別表 1 の（２）－ 1 実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）のうち、①県版畑作物産地形成促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、地域農業再生協議会の産地・実需協働プラン（以下「プラン」という。）にて定められた品目・仕向けごとに、配分対象となる地域農業再生協議会を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとする。

採択・配分に当たっては、まずは前年度に畑地化を行った地域農業再生協議会と当年度に畑地化を行う予定の地域農業再生協議会（以下「畑地化協議会」という。）を採択・配分の対象とし、次にそれ以外の地域農業再生協議会（以下「その他協議会」という。）を採択・配分の対象とするものとする。

- （１）地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第 2－ 1 号によりプランを作成し、別に定める日までに農林水産部長へ提出する。
- （２）農林水産部長は、提出のあったプランについて、畑地化協議会のプランから配分対象とする。
- （３）農林水産部長は、畑地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を上回る場合は、プランで定められた品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、当該プランの品目・仕向けの要望額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。
- （４）農林水産部長は、畑地化協議会のプランの要望額の合計が予算額を下回る場合は、畑地化協議会のプランを採択した上で、その他協議会のプランについて、品目・仕向けごとに、配点基準に基づくポイントが上位のプランの品目・仕向けから順に予算の範囲内において採択し、これらの採択プランの品目・仕向けの要望額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。
- （５）（３）又は（４）により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントのプランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

【配点基準】

1 低コスト生産等の取組状況	ポイント	
	【麦、大豆】	
	①又は②のいずれかを選択。新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 700ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 550ha 以上～700ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 400ha 以上～550ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 250ha 以上～400ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 100ha 以上～250ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 100ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【高収益作物】	
	①又は②のいずれかを選択。新市場開拓用の場合は（ ）のポイント。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 50ha 以上 12 (24)	ア 300%以上 12 (24)
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10 (20)	イ 200%以上～300%未満 10 (20)
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8 (16)	ウ 150%以上～200%未満 8 (16)
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6 (12)	エ 100%以上～150%未満 6 (12)
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4 (8)	オ 75%以上～100%未満 4 (8)
	カ 10ha 未満 2 (4)	カ 75%未満 2 (4)
	【子実用とうもろこし】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における低コスト生産等の取組面積 ※1	②当年産における低コスト生産等の取組面積／前年産の作付面積 ※1
	ア 50ha 以上 12	ア 300%以上 12
	イ 40ha 以上～50ha 未満 10	イ 200%以上～300%未満 10
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 8	ウ 150%以上～200%未満 8
	エ 20ha 以上～30ha 未満 6	エ 100%以上～150%未満 6
	オ 10ha 以上～20ha 未満 4	オ 75%以上～100%未満 4
	カ 10ha 未満 2	カ 75%未満 2
2 本事業対象品目の作付状況	【全作物共通】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大 ※2	②当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産における本事業対象品目の作付面積 ※2
	ア 50ha 以上 6	ア 10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ 8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ 6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ 4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ 2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ 0%超 ～2%未満 1
3 主食用米作付削減面積 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】	
	①又は②のいずれかを選択。	
	①前年産から当年産の主食用米作付削減面積 ※3	②前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合 ※3
	ア 50ha 以上 6	ア ▲10%以上 6
	イ 40ha 以上～50ha 未満 5	イ ▲8%以上～10%未満 5
	ウ 30ha 以上～40ha 未満 4	ウ ▲6%以上～8%未満 4
	エ 20ha 以上～30ha 未満 3	エ ▲4%以上～6%未満 3
	オ 10ha 以上～20ha 未満 2	オ ▲2%以上～4%未満 2
	カ 0ha 超～10ha 未満 1	カ ▲0%超 ～2%未満 1
4 転作状況 (地域農業再生協議会単位)	【全作物共通】	
	当年産における水田面積に占める転換作物の作付面積の割合 ※4	
	ア 50%以上 3	
	イ 40%以上～50%未満 2	
5 プロックローテーション の取組状況	【全作物共通】	
	当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合 ※5	
	ア 50%以上 6	
	イ 40%以上～50%未満 4	
	ウ 30%以上～40%未満 2	

6 畑地化の取組状況	【全作物共通】 畑地化加算に取り組む面積 ア 50ha 以上 12 イ 40ha 以上～50ha 未満 10 ウ 30ha 以上～40ha 未満 8 エ 20ha 以上～30ha 未満 6 オ 10ha 以上～20ha 未満 4 カ 0ha 超～10ha 未満 2
7 新規取組農業者の状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目・仕向けごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3
8 地域計画の策定状況	【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 18 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2

※ 1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。

※ 2 2について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率を対象。

（増加率＝当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積）

※ 3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。

※ 4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合

（割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積）

※ 5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロックローテーションに取り組む面積の割合

（割合＝本事業対象品目における翌年産のブロックローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積）

3 交付要綱別表 1 の（2）－ 1 実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）のうち、②県版コメ新市場開拓等促進事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、地域農業再生協議会のプランにて定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、配分対象となる地域農業再生協議会の品目・仕向けを決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとする。

（1）地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第 2－ 2 号によりプランを作成し、別に定める日までに農林水産部長へ提出する。

（2）農林水産部長は、産地・実需協働プランで定められた品目・仕向けごとの成果目標に応じて、予算の範囲内において成果目標の基準に基づくポイントが上位の産地・実需協働プランの品目・仕向けから順に要望額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。

- 2 (2) により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの産地・実需協働プランの品目・仕向けが複数ある場合は、要望額の小さいものから順に配分対象とするものとする。

【成果目標の基準】

成果目標		新市場開拓用米		加工用米		米粉用米 【パン・めん用専用品種】	
1 低コスト生産等の取組状況	(1) 当年産における低コスト生産等の取組面積※1	ア 100ha 以上	24	ア 400ha 以上	12	ア 10ha 以上	12
		イ 80ha 以上～100ha 未満	20	イ 300ha 以上～400ha 未満	10	イ 8ha 以上～10ha 未満	10
		ウ 60ha 以上～80ha 未満	16	ウ 200ha 以上～300ha 未満	8	ウ 6ha 以上～8ha 未満	8
		エ 40ha 以上～60ha 未満	12	エ 100ha 以上～200ha 未満	6	エ 4ha 以上～6ha 未満	6
		オ 20ha 以上～40ha 未満	8	オ 50ha 以上 ～100ha 未満	4	オ 2ha 以上～4ha 未満	4
	カ 20ha 未満	4	カ 50ha 未満	2	カ 2ha 未満	2	
	(2) 当年産における低コスト生産等の取組面積/前年産の作付面積※1	ア 300%以上	24	ア 300%以上	12	ア 300%以上	12
		イ 200%以上～300%未満	20	イ 200%以上～300%未満	10	イ 200%以上～300%未満	10
		ウ 150%以上～200%未満	16	ウ 150%以上～200%未満	8	ウ 150%以上～200%未満	8
		エ 100%以上～150%未満	12	エ 100%以上～150%未満	6	エ 100%以上～150%未満	6
オ 75%以上 ～100%未満		8	オ 75%以上 ～100%未満	4	オ 75%以上 ～100%未満	4	
カ 75%未満	4	カ 75%未満	2	カ 75%未満	2		
2 本事業対象品目の作付状況	(3) 当年産における本事業対象品目の作付面積の拡大※2	ア 50ha 以上	6				
		イ 40ha 以上～50ha 未満	5				
		ウ 30ha 以上～40ha 未満	4				
		エ 20ha 以上～30ha 未満	3				
		オ 10ha 以上～20ha 未満	2				
	カ 0ha 超 ～10ha 未満	1					
	(4) 当年産における本事業対象品目の作付面積/前年産における本事業対象品目の作付面積※2	ア 10%以上	6				
		イ 8%以上～10%未満	5				
		ウ 6%以上～8%未満	4				
		エ 4%以上～6%未満	3				
オ 2%以上～4%未満		2					
カ 0%超 ～2%未満	1						
3 主食用米作付削減面積（地域農業再生協議会単位）	(5) 前年産から当年産の主食用米作付削減面積※3	ア 50ha 以上	6				
		イ 40ha 以上～50ha 未満	5				
		ウ 30ha 以上～40ha 未満	4				
		エ 20ha 以上～30ha 未満	3				
		オ 10ha 以上～20ha 未満	2				
	カ 0ha 超 ～10ha 未満	1					
	(6) 前年産から当年産の主食用米作付面積削減割合※3	ア ▲10%以上	6				
		イ ▲8%以上～10%未満	5				
		ウ ▲6%以上～8%未満	4				
		エ ▲4%以上～6%未満	3				
オ ▲2%以上～4%未満		2					
カ ▲0%超 ～2%未満	1						
4 転作状況	(7) 加算ポイント①（地域の転作状況）（地域農業再生協議会単位）※4	当年産における水田面積に占める転換作物の作付け割合					
		50%以上	3				
		40%以上～50%未満	2				
		30%以上～40%未満	1				
5 ブロックローテーションの取組状況	(8) 加算ポイント②（地域のブロックローテーションの取組状況）（地域農業再生協議会単位）※5	当年産の転換作物の作付面積に占める翌年産にブロックローテーションを行う面積の割合					
		50%以上	6				
		40%以上～50%未満	4				
		30%以上～40%未満	2				

6 新規取組農業者の状況		【全作物共通】低コスト生産等の取組面積に占める、本事業に新規に取り組む農業者（品目・仕向けごとで新規の農業者を含む）の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 100% 12 イ 80%以上～100%未満 6 ウ 50%以上～80%未満 3
7 地域計画の策定状況		【全作物共通】 低コスト生産等の取組面積に占める地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 18 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条に規定する地図をいう。）に位置付けられた農業者の低コスト生産等の取組面積の割合 ア 80%以上 6 イ 50%以上～80%未満 4 ウ 10%以上～50%未満 2

※1 1について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における取組面積から減じた上でポイントを算出すること。

※2 2について、低コスト生産等に取り組まないものも含め、主食用米の作付けを削減した農地等で本事業対象品目を作付けする場合、その面積若しくは増加率が対象。
（増加率＝当年産の本事業対象品目の作付面積の拡大分／前年産の本事業対象品目の作付面積）

※3 3について、前年度事業で採択された協議会のうち、前年度事業における主食用米作付削減面積の計画を達成できなかった場合は、未達分の面積を今回の申請における作付削減面積から減じた上でポイントを算出すること。

※4 地域農業再生協議会単位での水田面積に対する転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米、高収益作物、子実用とうもろこし、地力増進作物）の作付面積割の割合
（割合＝当年産の転換作物の作付面積／当年度の水田面積）

※5 地域農業再生協議会単位での転換作物の作付面積に対する、事業に取り組む全農業者の本事業対象品目で翌年産にブロッコローテーションに取り組む面積の割合
（割合＝本事業対象品目における翌年産のブロッコローテーション面積／当年産の転換作物の作付面積）

4 交付要綱別表1の（2）－1実需者との連携による転換作物生産支援（水田作付転換支援）のうち、③県版麦・大豆生産技術向上事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

（1）地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第2－3号により事業実施計画書を作成し、別に定める日までに農林水産部長へ提出する。

（2）農林水産部長は、予算の範囲内で成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を地域農業再生協議会ごとに合計し、当該合計額を配分額として地域農業再生協議会に通知するものとする。

（3）（2）により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

品目	成果目標		成果目標の基準及びポイント
小麦・大麦・はだか麦	A…①～③から1つ選択	①作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
		②単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
		③生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	加算B－1		以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント ③ 赤かび病防除を適期に2回以上行う場合・・・2ポイント ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント ⑤ 水稻裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント
大豆	A…①～③から1つ選択	加算B－2	以下から1つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどり法」という。）8に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 （ア）みどり法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）みどり法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第31条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に基づき策定された地域計画（以下「地域計画」という。）に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業促進法」という。）第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の場合（基盤強化法第18条に規定する協議の場合をいう。以下同じ。）を設置し協議を実施している場合（令和6年度中に限る。）を含む。）・・・2ポイント
		①作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
		②単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント

	③生産コストの削減	10a 又は 60kg 当たり生産コスト（物財費）を現状より 2%以上削減。 10%以上・・・10 ポイント 8%以上・・・8 ポイント 6%以上・・・6 ポイント 4%以上・・・4 ポイント 2%以上・・・2 ポイント
	加算 B－1	以下から最大 2 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2 ポイント ② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2 ポイント ③ 3 年以上の複数年契約を締結する場合・・・2 ポイント ④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2 ポイント ⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2 ポイント
	加算 B－2	以下から 1 つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。 ① 以下のいずれかに該当する場合・・・2 ポイント ア 事業実施主体の構成員が、みどり法に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合 （ア）みどり法第 19 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第 21 条第 1 項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）みどり法第 39 条第 1 項に規定する基盤確立事業実施計画 イ 事業実施地域がみどり法第 16 条第 1 項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む場合又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合 ② 以下のいずれかに該当する場合・・・2 ポイント ア 事業実施地域に含まれる市町村において、みどり法第 31 条に基づく有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結されている場合 イ 事業実施地域内で有機農業の取組があり、当該取組が地域計画に記載されている場合 ③ 事業実施主体の構成員が、スマート農業促進法第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合・・・2 ポイント ④ 事業実施地域の全部又は一部において、地域計画が策定されている場合（当該地域において、地域計画が策定されることが確実であると認められる場合又は協議の場を設置し協議を実施している場合（令和 6 年度中に限る。）を含む。）・・・2 ポイント

※ 1 小麦・大麦・はだか麦若しくは大豆ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあっては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。

※ 2 現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。

※ 3 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。

- ・選択した成果目標のポイントが 0 ポイントの場合
- ・成果目標ポイントの合計が 5 ポイントに満たない場合

5 交付要綱別表 1 の（２）－２実需者との連携による転換作物生産支援（飼料用米の拡大分支援）の採択及び予算額の配分については、以下のとおりとする。

（１）農林水産部長は、事業実施前に本事業の実施に対する要望調査を実施する。地域農業再生協議会は、本事業を実施しようとするときは、別記様式第 3 号により事業実施計画書を作成し、別に定める日までに農林水産部長へ提出する。要望合計額が予算額を上回る場合には、支援単価を予算額の範囲内に収まるまで一律減額してから予算を配分する。